庁 議

日時: 3月27日(水) AM9:00 <庁議室>

【市長挨拶】

【協議事項】

1 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

都市政策部長

教育部長

【連絡事項】

1 令和5年度内部監査の結果等について 企画部長 2 庁達について 企画部長 3 令和4年度決算における統一的な基準による財務書類について 総務部長 4 買い物困難地域高齢者支援事業(愛称「お買い物クラブ」)の実施に 市民生活部長 ついて

【その他】

5 令和6年度太田市教育行政方針について

資料提出:3月29日(金) PM5:00

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線(TEL) 2800

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

道路上の除草作業に伴う飛石事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したことを報告する ものです。

【概要】

1 道路上の除草作業に伴う飛石事故による損害賠償表

| | 専決処分日 | 損害賠償額 | 過失割合 | 事故概要 |
|---|----------|------------|------|--|
| 1 | 令和6年3月5日 | 124, 785 円 | 10割 | 令和5年12月14日、太田市新田上江 田町1097番地3付近において、職員が 刈払機を使用して除草作業をしていた ところ小石の飛散により走行していた 相手方の従業員が運転する乗用車のフ ロントガラスに傷を付けたことによ り、その所有者である相手方に損害を 与えたものである。 |

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険(株)道路賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年5月委員会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 ダイヤルイン

3 月 27 日 庁議提出案件

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【表題】

令和5年度内部監査の結果等について

【目的】

内部監査員・外部審査員及び各所属長により業務が太田市マネジメントシステムに基づき、 計画に従って実施されているか否かを確認し、その結果摘出された事項を改善に結びつける活動について適正に実施されたことを報告するものです。

【概要】

1 内部監査

| 期日 | 令和5年10月3日(火)~令和6年2月8日(木) |
|--|--------------------------|
| 対象課数 | 3 1課 |
| ・施策の方針及び事務事業の目標重点確認事項・力量・監視、測定、分析及び評価 | |
| 結果 | ・グッドポイント 23件(23課) |

- 2 令和6年2月末時点の未終息の改善事項累計件数
- ・14件(令和5年度分 6件・令和4年度分 1件・令和3年度分 2件 令和2年度分 3件・令和元年度分 2件)
- 3 所属長によるセルフチェックの結果
- ・指摘項目(要改善・問題あり)
 - 47件 (参考 令和4年度 51件)

【備考】

* 問い合わせ先 企画部企画政策課企画政策係 内線 2293 47-1892 ダイヤルイン

資料No. 2

3月27日 庁議提出案件

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 3. その他(4月1日以降) 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【表題】

庁達について

【目的】

令和6年度の開始にあたり、職員に全体の奉仕者としての自覚を促し、服務規律の確保 を図るため庁達を発する。

【概要】

- 1 庁達の内容
- (1)服務規律を確保すること
- (2) 公金等の管理に万全を期すること
- (3)親切丁寧な市民応対を行うこと
- (4) 交通事故防止及び交通法規遵守のこと
- (5)健康管理に努めること
- 2 庁達文

別紙のとおり

3 周知方法

4月1日に公開羅針盤掲示板に掲載するとともに、所属長から直接口頭にて職員に周知する。

【備考】

3月 27日 庁議提出案件

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300

【表題】

令和4年度決算における統一的な基準による財務書類について

【目的】

総務省より示された統一的な基準による財務書類の作成により、企業会計的な視点からストック情報(資産・負債・純資産)や見えにくいコスト情報(減価償却費等)を明らかにすることで、より正確な市の財務状態を把握するために行うものです。

【概要】

一般会計等(一般会計、八王子山墓園特別会計)のほか、全体会計、連結会計による財務 書類4表を作成。特徴としては、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、他団体 との比較可能性の確保などが挙げられます。

1 財務書類(一般会計等)について

①貸借対照表(BS)

基準日時点における財政状態を表示

| ――――――――――――――――――――――――――――――――――――― | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|--|--|--|--|
| 資産 | 負債 | | | | |
| 286, 722, 992千円 | 69, 223, 679千円 | | | | |
| (+238, 598千円) | (▲2,899,296千円) | | | | |
| うち現金預金 | 純資産 | | | | |
| 4,922,460千円 | 217, 499, 312千円 | | | | |
| (+498, 597千円) | (+3, 137, 894千円) | | | | |
| ※カッコ内は前年度は | t | | | | |
| | | | | | |
| ※有形固定資産減価値 | 賞却率 | | | | |
| R02∶59.3% ⇒R03∶ | 61.1% ⇒R03:62.8% | | | | |
| ④資金収支計算書(0 | CF) | | | | |
| 現金の受払いを3つ | つの区分で表示 | | | | |
| 業務活動収支 | 10, 861, 873千円 | | | | |
| 投資活動収支 | ▲7, 271, 065千円 | | | | |
| | 2 7, 271, 000 [1] | | | | |
| 財務活動収支 | ▲2,641,354千円 | | | | |
| 前年度末資金残高 | 3, 776, 504千円 | | | | |
| 本年度末歳計外現金死 | 浅額 196, 503千円 | | | | |
| 本年度末現金預金残高 | 高 4,922,460千円 | | | | |
| | | | | | |

②行政コスト計算書(PL) 費用・収益の取引高を表示

| 経常費用 | 81,821,618千円 | |
|-------------------------|---------------------|---|
| 経常収益 | 4, 195, 013千円 | |
| 臨時損失 | 360,079千円 | |
| 臨時利益 | 211, 254千円 | |
| 純行政コスト | ▲77, 775, 430千円 | _ |
| ※現金支出を伴わなし 当引当金などを計上 | い減価償却費や退職手 | |
| ③純資産変動計算書 純資産(及びその内 | (NW) 部構成)の変動を表示_ | |
| 前年度末純資産残高 | 214, 043, 340千円 | |
| 純行政コスト | ▲77, 775, 430千円 | |
| 財源(税収等、補助 | 金)80,524,474千円 | |
| 本年度差額 | 2, 749, 043千円 | |
| 本年度純資産変動額 | 3, 455, 973千円 | |
| 本年度末純資産残高 | 217, 499, 312千円 | |
| | | |

2 各指標の推移について

財務書類作成後3年間の推移のほか、参考として令和4年度類似団体平均を掲載しました。 『償還元金を超えない市債の発行』を堅持したことにより、⑦住民一人当たり負債額が減 少しているほか、⑤将来世代負担比率も改善が見られます。一方、③有形固定資産減価償却 率については、減価償却が進んでおり公共施設の長寿命化対策などを行っていく必要があり ます。また、⑥住民一人当たり行政コストについては、経年の推移をみると減少傾向にあり、 効率的な行政活動の推進が図れていることが伺えます。これに関しては、新型コロナ関連経 費の影響等もあるかと思われますが、引き続き、人口減少時代における行政活動の効率性を 一層高めていく必要があると考えております。

I 資産の状況(将来世代に残る資産はどのくらいあるか)

| | | R04 | R03 | R02 | |
|---------------|----|--------|--------|--------|--|
| ① 住民一人当たり資産額 | 千円 | 1, 290 | 1, 287 | 1, 287 | |
| ② 歳入額対資産比率 | 年 | 2. 98 | 3. 02 | 2. 53 | |
| ③ 有形固定資産減価償却率 | % | 62. 8 | 61. 1 | 59. 3 | |

| R04 類似団体 | |
|----------|--|
| 1, 445 | |
| 3. 08 | |
| 61. 0 | |

Ⅱ 資産と負債の比率(将来世代と現世代との負担の分担は適切か)

| | | R04 | R03 | R02 |
|------------|---|-------|-------|-------|
| ④ 純資産比率 | % | 75. 9 | 74. 8 | 74. 4 |
| ⑤ 将来世代負担比率 | % | 12. 5 | 13. 0 | 14. 0 |

| R04 類似団体 | |
|----------|--|
| 72. 5 | |
| 16. 2 | |

Ⅲ 行政コストの状況(行政サービスは効率的に提供されているか)

| | R04 | R03 | R02 |
|-------------------|-----|-----|-----|
| ⑥ 住民一人当たり行政コスト 千円 | 350 | 359 | 430 |

| R04 類似団体 | |
|----------|--|
| 365 | |

Ⅳ 負債の状況(財政に持続可能性があるか)

| | | R04 | R03 | R02 |
|--------------|----|-------------|-------------|----------|
| ⑦ 住民一人当たり負債額 | 千円 | 312 | 324 | 330 |
| ⑧ プライマリーバランス | 千円 | 5, 224, 050 | 5, 817, 193 | 426, 020 |

| R04 類似団体 | |
|-------------|--|
| 401 | |
| 4, 002, 262 | |

V 受益者負担の状況(受益者負担の水準はどうなっているか)

| | R04 | R03 | R02 |
|-------------|------|------|------|
| ⑨ 受益者負担比率 % | 5. 1 | 4. 2 | 4. 8 |

| R04 類似団体 |
|----------|
| 4. 5 |

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 財政課 財政係 内線2334 47-1816ず 付いか

3月 27日 庁議提出案件

●内 容 【 2.連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 2. 委員会·委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線(TEL)2400

【表題】

買い物困難地域高齢者支援事業(愛称「お買い物クラブ」)の実施について

【目的】

買い物困難地域に居住する移動手段を持たない高齢者の日常生活における買い物を住民 ボランティア等とともに支援することで高齢者の生活環境の向上や外出機会の確保を図る ことを目的とする。

【概要】

1 事業内容

| 対象者 | ・対象地域に居住し、70歳以上のみで構成される世帯で徒歩以外の交 | | |
|-------|----------------------------------|--|--|
| | 通手段がなく、介助を必要とせずに車両の乗降及び買い物ができる人 | | |
| 対象地域 | ・スーパーマーケットまたは生鮮食料品及び日用品を販売している店舗 | | |
| | から概ね1キロメートル以上離れた地域 | | |
| 利用方法 | ・利用を希望する人は各地区振興課で利用者登録を行う。 | | |
| | ・利用は週に1回とし、原則、同じ曜日・時間での利用とする。 | | |
| 利用料金 | · 無料 | | |
| 運行 | ・原則、各地区行政センター開所日の午前中とする。 | | |
| | ・市の公用車を使用し、利用者の自宅から各地区振興課が指定するスー | | |
| | パーマーケット等までの送迎を行う。 | | |
| ドライバー | ・各地区振興課で登録する有償ボランティアの中から選任する。ただ | | |
| | し、ボランティアによる運行が出来ない場合は、各地区振興課の職員が | | |
| | 運行する。 | | |
| 運行管理 | ・各地区振興課が行う。 | | |

2 スケジュール

- ・令和6年4月15日 利用者及びボランティアの募集開始 ※市HP、広報紙(4/15号)、行政センターだより等で周知
- ・令和6年5月10日 利用者及びボランティアの募集締め切り
- · 令和6年6月 事業開始予定

【備考】

*問い合わせ先 市民生活部 北地区振興課 毛里田行政センター 37-1059 ダイヤルイン

3月27日 庁議提出案件

資料No. 5

●内 容 【 2.連絡事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

教育部長 氏名 小内 正 (TEL) 20-7080

【表題】

令和6年度太田市教育行政方針について

【目的】

令和3年1月開催の総合教育会議で承認された「太田市教育大綱」で掲げた、「教育文化の向上」という基本理念を推進すべく教育行政を執行しているところでありますが、令和6年度業務を行うにあたり、その方向性や目的を体系的かつ包括的に表し、成果を検証する指標を設定するため、「令和6年度太田市教育行政方針」を作成し公表するものです。

【概要】

太田市教育大綱に掲げる基本方針に基づき、具体的な取り組みを推進します。

- 1 教育行政の推進
- 2 義務教育の推進
- 3 高校教育の充実
- 4 生涯学習の推進
- 5 文化財の保護活用

令和6年度太田市教育行政方針は、別添のとおり

【備考】